

別表第1（第2条関係）

分別・リサイクル優良事業所認定基準

1. 必須項目

番号	項目	取組内容	可否
1	分別の徹底	(1) 廃棄物を品目別に保管し、異物の混入はない。	
		(2) 廃棄物管理責任者等を配置し、廃棄物の保管・処理状況を確認している。	
		(3) ごみの減量やリサイクル推進のための職場のルールを作り、事業所全体で取り組んでいる。	
2	廃プラスチック類の適正処理の徹底	・廃プラスチック類を適切に分別し産業廃棄物として処理している。	
3	廃棄物の処理状況の把握	(1) 廃棄物を収集運搬業者に引き渡した後の処理方法や処理状況を把握している。	
		(2) 収集運搬業者との打合せを定期的に行い、分別の徹底や新たな資源化の検討、廃棄物の品目ごとの発生量の把握などに努めている。	

2. 取組評価項目

番号	項目	取組内容（丸数字は配点）	配点	採点
1	再資源化の推進	(1) 食品廃棄物の飼料化やたい肥化等に積極的に取り組んでいる。	4	
		(2) ダンボール以外の古紙類の資源化に積極的に取り組んでいる。	4	
		(3) ペットボトル、発泡スチロール及び白色トレイ以外の廃プラスチック類の資源化に積極的に取り組んでいる。	4	
		(4) その他の資源物のリサイクルに取り組んでいる。	2	
2	発生抑制の推進	(1) 廃棄物の発生量の多い品目を選定し、減量に取り組んでいる。	4	
		(2) 食品ロスの発生抑制のため次の取組を実施している。 （需要予測やし好調査、小盛メニューの用意、食べ切りの声掛け、ドギーバッグの提供、量り売りの推進など）	4	
		(3) 材料の効率的利用や在庫管理により減量に取り組んでいる。	3	
		(4) 簡易包装の実施や通い箱の使用を積極的に行っている。	3	
3	廃プラスチック類の削減	(1) プラスチックの代替となる素材を積極的に使用している。	3	
		(2) ワンウェイプラスチックの使用を削減している。	3	
4	紙ごみの削減の推進	(1) ペーパーレス化の推進に取り組んでいる。	3	
		(2) O A用紙の使用量を把握し、裏紙利用などにより使用量の削減に取り組んでいる。	3	
5	資源等の回収の推進	(3) 製造・販売した使用済みインクや電池、資源物などの自主回収を行っている。	3	
6	その他	(1) 取引先やテナントにごみの減量や発生抑制の働きかけを行っている。	備考 2	
		(2) 食品の「てまえどり」をPOP広告などで消費者に周知している。		
		(3) マイバッグ、マイバスケットなどの持参を呼び掛けている。		
		(4) 不要になった什器や事務用品は他部署などと譲り合っている。		
		(5) その他の取組（ ）		
7	社会貢献活動の実施	・地域の清掃活動やイベントなどに参加している。	3	
合 計				

備考

- 1 必須項目の全てを満たし、取組評価項目の採点の合計が30点以上の事業所を認定する。
- 2 「その他」は、取組内容が1項目以上2項目以下の場合は2点、3項目以上の場合には4点とする。